

# 平成25年度寒川町外部評価委員会 ヒアリング用資料

【平成25年7月25日実施分】

事業・経費の名称	主管課等名	ページ
土地改良施設整備事業	産業振興課	1
観光協会補助事業	産業振興課	4
自治会活動支援事業	協働文化推進課	6

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	土地改良施設整備事業	体系コード	5131-01
主管課等名	産業振興課農政担当		

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	町内の農業公共施設の適正管理。浚渫や除草作業等を行い、用水の安定供給を図る。 町内農地の状況把握し、違反農地の是正等の指導を行う。 県が実施する施設の改良及び維持管理に関し負担金で担い、用水の安定供給を図る。		
概要	町内全域の田への用水の安定供給のため、土地改良施設の適正管理などを行う。 ・除草作業や浚渫作業の実施 ・各用水組合への管理委託 ・町内全域の農地情報のデータ管理による違反農地の是正指導		
目標	農業用排水路、農道整備の年間延長(m)	平成24年度の指標	0
		平成24年度の実績	0
効果	農業基盤整備受益面積(ha)	平成24年度の指標	0
		平成24年度の実績	0

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先)			
	岡田地内除草及び清掃委託 農業用水路除草委託 花川用水路清掃委託 幹線用水路清掃委託(田端) 幹線用水路清掃委託(宮山) 農業用排水路浚渫委託(その1) 農業用排水路浚渫委託(その2) 農業用排水路汚泥処分委託	岡田六戸巻用水組合 (有)青木造園建設 花川用水組合 田端自治会 宮山用水組合 (株)サンエーサンクス (株)サンエーサンクス (株)神奈川環境クリエイト )		
	○補助金の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先)			
	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	農業用水路除草事業委託料	農業用水路周辺の公共用地の除草を行う。	657	646
	花川用水路清掃管理委託料	花川用水路に6箇所あるスクリーンのゴミ上げを用水期間中毎日実施し、週2回ゴミの搬出を行う。また、4回の除草を行う。	1,032	1,032
	幹線用水路清掃委託	○田端自治会に用水路周辺の除草や、用水路の清掃を委託する。 ○宮山用水路周辺の除草や清掃を宮山用水組合に委託する	167	167
	農業用排水路浚渫委託料	農業用水に堆積した土砂を取り除き、用水をスムーズに流す事を目的とする。また、土砂は産廃にあたるため、指定した機関へ搬入する。	802	909

## 概要説明書

<b>主な事務の内容とその額</b>	コンピューター借上料	農地情報端末リース料金	33	33
	急施工事	水漏など水路の補修工事を行う。	489	500
	県営左岸土地改良区負担金	土地改良区が管理する農業施設等の維持管理費に関する基本協定書に基づき、県が実施する左岸幹線用水路の長寿命化工事費を5市1町が負担する。	3,639	4,634
	左岸維持管理負担金	土地改良区が管理する農業施設等の維持管理費に関する基本協定書に基づき、土地改良区が実施する維持管理事業について5市1町が負担する。	4,656	4,641
	委託・工事に伴う設計、現場管理事務	上記委託業務や工事を発注するため、現場踏査、測量、設計、完了確認、現場立会などを行う。 各団体との調整業務。 突発的に発生した事案を処理するため、委託や工事を実施する。	—	—
	水門管理業務	町で管理する水門の開閉作業を行う。 ・水量の調節 ・降雨時の雨水の遮断 ・浸水対策としての水門開閉作業	—	—
	用水路管理事務	農業用水の通水後発生する、突発的な問題を解消する。 例えば、用水路が詰まり水が溢れ出た場合の対処。(支障物件の撤去) 農業施設に投棄された物の撤去作業。 土のうの設置。看板の設置。 苦情処理。 草刈り作業。 生産組合との連絡調整。	—	—
	相模川左岸土地改良区事務	担当者会議、幹事会、理事会、総代会への出席。 地域からの意見や要望の伝達。	—	—
	農地情報システム事務	かながわ水土里情報活用推進協議会に関わる事務として、会議、総会への出席。	—	—
	事業費・経費 計			(a) 11,475
平成24年度人件費相当額			(b) 4,268	(平均給与額 @6,566千円 × 0.65人)
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 15,743	/

# 概要説明書

## ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な事務事業か</li> <li>事務事業のニーズは</li> <li>事務事業の公共性は</li> <li>社会環境変化</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	職員だけで町全域の農業用水路の管理はできないことから、各地域の組織や業者へ管理を委託することは妥当である。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が実施すべき事務事業か</li> <li>町が実施しない場合の影響は</li> <li>町民との協働は進めているのか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input checked="" type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	土地改良施設整備は、生産性の向上、農業経営の安定化に繋がり、農業振興を図る上で重要な事業であることから、町が行った方がよい。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の達成度</li> <li>活動内容は適切か</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	農業者の満足度は低いが、当該事業は、現状を維持できれば目的は達成出来たと判断する。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的に行われているか</li> <li>コストの削減</li> <li>実施手法</li> <li>受益者負担</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	最低限の予算で効率的に実施している。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		農業用水は相模原市の相模川から取水し、相模原市、座間市、海老名市を経て寒川へと左岸幹線用水路によって運ばれ、各地域の用水路から全ての田んぼへ行き渡ります。その間にはさまざまな支障となる要因があり、それらを取り除くため、当該事業を実施します。また、用水路は住宅地内にもあることから、住宅地の環境に配慮するための管理が重要になります。 農業用水は稲作を行っている農家が一定額を負担していることから、水量の安定した確保について、は、行政に対して強く要望を行ってきます。そのため、支障となる要因を速やかに取り除き、水量の安定確保に努めます。		
平成25年度に向けた課題		年々農業施設が老朽化しており、補修箇所も多くなり工事予算の確保が難しい状況です。老朽化、補修箇所の増、機能改善など農業施設については、さまざまな問題、課題があります		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		施設の老朽化により、各地域からの補修要望が増加しており、限られた予算の範囲だけでは対応できないことから、職員対応で処理している。 改善しなければならない施設が多くあるが、最低限の対応でここ数年間のいであるのが現状である。地域からは再整備を求められているが、要望に対応できない旨の説明をしている。  土地改良施設の再整備について、計画的に予算投入が必要と考える。		

## ○その他

町における類似事業			
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	県営左岸土地改良区負担金 相模原市 58.44ha 1,653千円 座間市 116.78ha 3,303千円 海老名市 287.92ha 8,144千円 藤沢市 11.99ha 339千円 茅ヶ崎市 59.28ha 1,167千円 寒川町 128.63ha 3,638千円		
特記事項 (事業の沿革等)			

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	観光協会補助事業	体系コード	5152-01
主管課等名	産業振興課観光担当		

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	事業を実施することにより観光客及び町民に寒川の魅力を再発見してもらう。		
概要	町の観光振興の総合的推進を図る観光協会に対して補助を行うことで、町の観光資源のPRや町民参加型の観光事業などの事業展開を行う。		
目標	観光振興に向けた事業数 (観光協会主催事業: 史跡収穫ウォーク・写真コンクール)	平成24年度の指標	3
		平成24年度の実績	3
効果	観光事業への参加者数(人)	平成24年度の指標	200
		平成24年度の実績	163

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先 )			
	○補助金の有無: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先    寒川町観光協会補助金・寒川町観光協会 )			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	補助金の交付	補助金の交付申請に基づき、前年10月頃の予算要望段階の内容と比較するとともに、事業内容を精査し、補助金を交付する。	8,366	8,200
	観光協会への指導など	【自主財源確保のための取組指導】 会員の拡大、加入促進 グッズ販売 年末年始の中央公園駐車場の管理運営  【事務局体制の検討】 月14日勤務の事務局長、事務局次長、非常勤事務職員、週1回程度のアルバイトの4名体制で何ができるか、どこまでできるか、町として何を求めるのか、常勤職員不在で協会として充実した活動ができるのか、協議をすすめている。  【観光案内所の検討】 寒川神社の参拝客に対して、町内での滞在時間を延ばし、お金を使っていた観光客に変えていくには、寒川神社周辺に観光案内所の設置が必要である。協会の事務局は商工会館の一部に間借りをしており、さらに土日祝日は休みであるため、観光案内などができる状況ではない。そのようなことから神社周辺への事務所兼案内所の設置に向けて候補地の絞り込みをするよう指導している。		
	事業費・経費 計		(a) 8,366	8,200
平成24年度人件費相当額			(b) 361	(平均給与額 @6,566千円 ×0.055人)
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 8,727	/

# 概要説明書

## ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な事務事業か</li> <li>事務事業のニーズは</li> <li>事務事業の公共性は</li> <li>社会環境変化</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	史跡・収穫ウォーク、写真コンクール、パンフレット製作、ボランティアガイドの養成など町の政策目的の実現に一定の役割を観光協会が補っているため、補助金は必要であると考えます。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が実施すべき事務事業か</li> <li>町が実施しない場合の影響は</li> <li>町民との協働は進めているのか</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	温泉地などの観光地であれば、宿泊施設や土産屋が、観光客獲得のために観光協会の会員となり、協会の運営を支えることになるが、寒川町の状況では、町が支援しないと運営できない。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の達成度</li> <li>活動内容は適切か</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	ホームページの更新やパンフレット製作も頻繁に行われており、誘客につながる新鮮な観光情報の提供ができています。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的に行われているか</li> <li>コストの削減</li> <li>実施手法</li> <li>受益者負担</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	物販など収入につながる事業を実施したり、参加者負担のみでイベントを開催するなどの工夫をしている。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		観光協会は、月14日勤務の常務理事兼事務局長、事務局次長、非常勤事務職員の3名に加え、ホームページの更新を主な業務として週1回程度出勤するアルバイトの4名体制となっている。この体制で、観光協会の目的実現やさまざまな団体と協力しながら観光資源となる事業を実施したり、観光ボランティアガイドの養成などを行っているが、その財源は会費と町補助金である。町が補助金を廃止した場合、観光協会が補っていた事業を町が行うことになり、単純に計算すると常勤で2名が必要となる。また行政では会費収入を得ることはできないため、その分の補填も必要となる。役場に観光担当があり、町に観光協会が存在していれば、観光に対してさらに事業展開するように期待や要望が高まることは必然である。「寒川町は観光地ではない」とおもいきった判断をして、観光担当の廃止、観光協会の廃止をしない限りは、拡大・充実の方向であり、中途半端に縮小はできない。		
平成25年度に向けた課題		寒川神社の参拝客を史跡・文化財など豊かな自然や農産物直売所や飲食店へ誘導し、観光客としての消費活動につなげられるかが大きな課題である。そのためには、寒川神社周辺に観光協会の事務所を兼ねた観光案内所が必要と考えます。その設置費用などの初期投資資金をいかに確保できるか、全国的には、収益事業の一環として地方自治体の観光案内所や博物館、駐車場などの運営を指定管理者として受託するケースがみられますので、このようなことも検討する必要があると考えます。		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		観光協会を一般社団法人化することで、組織としての管理体制と責任の所在が明確になり社会的認知度と信頼性が増すこととなります。このことにより指定管理などの新たな事業展開が可能となります。そのためには、同時進行で常勤職員の配置についても検討を進める必要があります。財政基盤の確立と事務局体制を強化するための取り組みについては、町としても可能な範囲で協力と支援を行っていく。		

## ○その他

町における類似事業	
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	藤沢 61,843,000 茅ヶ崎 27,796,000 鎌倉 44,551,000 平塚 13,700,000 二宮 9,120,000 大磯 14,694,000
特記事項 (事業の沿革等)	<b>【水と緑の推進事業】</b> (共催)小出川彼岸花まつり (共催)びっちょり祭(実行委員会事務局)  <b>【地域文化奨励事業】</b> (主催)史跡・収穫ウォーク (主催)写真展  <b>【基盤充実事業】</b> 観光サポーターの組織化 観光ボランティアガイド養成 広域連携(寒河江市・藤沢市・茅ヶ崎市・平塚市) HP、ブログでの観光情報発信  <b>【後援事業】</b> 獅子舞の会や大凧まつりなど、多くの後援をしている

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	自治会活動支援事業	体系コード	3341-01
主管課等名	協働文化推進課 協働担当		

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	新しい公共サービスの担い手である自治会等を中心とした団体、地域コミュニティ組織を作り上げ、その活動を促進する。		
概要	住民の地域における連帯感や信頼関係を深めるため、自治会が自主的に行っているコミュニティ活動に対して支援する。		
目標	自治会長連絡協議会の開催回数(回)	平成24年度の指標	12
		平成24年度の実績	12
効果	行政情報周知・協力回数(回)	平成24年度の指標	80
		平成24年度の実績	75

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先)			
	○補助金の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先 * 寒川町自治会長連絡協議会補助金 寒川町自治会長連絡協議会 * 寒川町自治会活動交付金 田端自治会 他22自治会)			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	負担金補助及び交付金 (自治会長連絡協議会補助金)	<b>【自治会長連絡協議会活動内容】</b> 毎月第3金曜日自治会長連絡協議会定例会開催(自治会間の情報・意見交換)、視察研修、調査研究  <b>【交付金支払事務】</b> 補助金 申請→精査→交付決定通知→支払い手続き→年度末に実績報告書の確認  <b>【自治会長連絡協議会の運営支援事務】</b> ○自治会長連絡会議開催通知→会議資料作成 ○毎月第3金曜日開催の行政連絡会議への行政情報の提供に伴う調整・資料作成、各自治会との連絡調整、要望等の受付・調整、自治会運営マニュアルの作成事務支援、自治会だより作成事務支援、視察研修支援、理事者との懇談会実施支援、自治会加入促進月間の支援	250	240

## 概要説明書

	負担金補助及び交付金 (自治会活動交付金)	<b>【自治会活動内容】</b> 行政事業への協力、地域内清掃、防犯活動、災害時要援護者把握調査、近隣自治会合同防災訓練実施、自治会加入促進活動、ごみ減量化・ごみ全般分類の勉強会、民生委員児童委員との連携活動の実施、ふれあいサロンの実施、高齢者サロンの実施、地元老人ホームとの交流会、敬老会の実施、お祭り等の実施 など	5,973	6,107
		<b>【交付金支払事務】</b> 23自治会交付金申請→書類審査→交付決定通知→支払い手続き→年度末に実績報告の受理及びその書類審査	—	—
事業費・経費 計			(a) 6,223	6,347
平成24年度人件費相当額			(b) 3,480	(平均給与額 @6,566千円 × 0.53人)
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 9,703	/

### ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点	評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか ・必要な事務事業か ・事務事業のニーズは ・事務事業の公共性は ・社会環境変化	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	自治会単独では、各自治会間の情報交換や意見交換、調査研究など行うことは難しいことから、行政が支援をすることは妥当である。
	町が主体となって実施する必要があるのか ・町が実施すべき事務事業か ・町が実施しない場合の影響は ・町民との協働は進めているのか	<input type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input checked="" type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	自治会の自主性を高めること、地域の連帯感・信頼関係を深めてもらうため、行政が支援することで、より円滑なコミュニティ運営が図られる。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度かどうか ・成果指標の達成度 ・活動内容は適切か	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	行政事務の円滑な推進を図るために、行政からの依頼事項や各種委員会への協力、各種行事への参加協力にも積極的に対応しており、補助に対し適切に活動していると判断する。
効率性	事業費・経費に無駄はないか ・効率的に行われているか ・コストの削減 ・実施手法 ・受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	補助金に関しては、自治会長連絡協議会の会議に限らず日々の連絡調整を行っており緊密な関係が築け、効率的に事業を実施できている。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	自治会は、様々な活動をとおして、地域の連帯感を高め、住みよい地域を作っていくための、もっとも身近な住民組織のひとつであるが、近年は、少子化や高齢化、地域交流の希薄化、自治会離れが進んでいる。こうした状況で、活動の停滞などが生じないように行政の一定の支援が必要と考える。		
平成25年度に向けた課題	事業の取り組みは自治会によって違いがあるが、活動が停滞することのないように先進的な自治会などの情報を共有し、より円滑な自治会活動を支援していく必要がある。		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針	自治会活動がより円滑に活動できるよう、行政の取り組みとして、平成25年7月1日より地域担当職員制度を実施。これは、地域住民と行政とが情報を共有し、相互の理解と連携を深めるため、町内の各自治会に職員を配置するものです。		



# 概要説明書

## ○その他

町における 類似事業	無し
比較参考値 (他自治体の状 況・ベンチマーク 等)	
特記事項 (事業の沿革等)	○寒川町自治会活動交付金 昭和58年より交付 ○寒川町自治会長連絡協議会補助金 平成10年より交付

# 自治会長連絡協議会補助金・自治会活動交付金 詳細

補助金名	被補助団体等名	補助創設年度	要綱上の補助対象事業	補助の効果(簡潔に)	一括交付金化の余地	廃止した場合の影響(簡潔に)	平成24年度						
							町補助金決算額		団体決算				構成員会費の有無
							国県補助の有無	収入額	支出額	不用額(繰越)	補助/収入		
自治会長連絡協議会補助金	寒川町自治会長連絡協議会	S53	自治会間の情報・意見交換、視察研修、調査研究	自治会の資質向上が図れる	○	自治会間の交流が図られず、資質が低下する	250,000		250,000	250,000	0	100.0%	○
寒川町自治会活動交付金	各自治会	S58	行政協力事業、防災活動事業	各自治会の円滑な推進が図れる	×	自治会活動の停滞	5,977,240						
	田端自治会						207,400	×	4,546,022	3,944,509	601,513	4.6%	○
	一之宮東自治会						285,830	×	2,358,020	1,628,519	729,501	12.1%	○
	一之宮西自治会						288,360	×	3,078,785	1,974,753	1,104,032	9.4%	○
	一之宮北第1自治会						221,430	×	1,432,595	1,152,365	280,230	15.5%	○
	一之宮北第2自治会						315,960	×	2,741,200	2,275,240	465,960	11.5%	○
	一之宮ソフィア自治会						223,040	×	5,029,730	3,195,240	1,834,490	4.4%	○
	中瀬自治会						214,300	×	2,139,752	1,949,712	190,040	10.0%	○
	筒井自治会						190,610	×	1,869,684	1,703,408	166,276	10.2%	○
	大曲自治会						319,870	×	3,756,138	3,483,780	272,358	8.5%	○
	岡田東自治会						274,330	×	4,255,990	3,347,635	908,355	6.4%	○
	岡田西自治会						304,230	×	4,530,664	4,046,333	484,331	6.7%	○
	新町自治会						181,640	×	2,127,430	1,602,800	524,630	8.5%	○
	越の山住宅自治会						188,310	×	2,983,666	2,716,821	266,845	6.3%	○
	岡田もくせい ハイツ自治会						166,000	×	1,276,600	1,016,752	259,848	13.0%	○
	県営寒川もくせい ハイツ第2自治会						202,800	×	2,826,489	1,559,249	1,267,240	7.2%	○
	菅谷台自治会						142,310	×	1,135,584	1,030,679	104,905	12.5%	○
	大蔵自治会						187,390	×	2,368,876	1,814,059	554,817	7.9%	○
	小谷自治会						351,610	×	5,897,830	5,317,733	580,097	6.0%	○
	新橋アパート自治会						152,430	×	3,066,285	1,779,354	1,286,931	5.0%	○
宮山南部自治会						172,900	×	2,224,957	816,178	1,408,779	7.8%	○	
小動自治会						206,940	×	1,919,090	1,586,692	332,398	10.8%	○	
宮山自治会						535,610	×	4,757,399	3,820,145	937,254	11.3%	○	
倉見自治会						643,940	×	9,139,449	7,008,005	2,131,444	7.0%	○	

## 寒川町自治会長連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町行政を円滑に推進するため、その活動を行う寒川町自治会長連絡協議会の事務・事業に対し補助金を交付することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付手続)

第3条 この要綱による補助金の交付申請、交付決定等交付手続に関し必要な事項は、規則に基づき処理する。

(委任)

第4条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

## 寒川町自治会活動交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会活動の支援と行政事務の円滑な推進を図るため、自治会の活動に対し交付金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付対象)

第2条 交付金の交付対象は、別表第1に掲げる自治会とする。

(交付金の名称等)

第3条 交付金の名称、交付対象事業、交付金額等は、別表第2に掲げるとおりとする。

(交付金の交付手続)

第4条 この要綱に基づく交付金の交付申請、交付決定及び交付手続に必要な事項は、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号)により処理する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

自治会名
田端
一之宮東
一之宮西
一之宮北第1
一之宮北第2
一之宮ソフィア
中瀬
筒井
大曲

岡田東
岡田西
新町
越の山住宅
岡田もくせいハイツ
県営寒川もくせいハイツ第二
菅谷台
大蔵
小谷
小動
宮山
新橋アパート
宮山南部
倉見

別表第2(第3条関係)

交付金の名称	交付対象事業	交付金額	事業の内容	交付時期
自治会活動交付金	行政協力事業	120,000 円	行政からの依頼事項、各種委員の推薦、各種行事への参加・PR	8 月
		(基準単価) 200 円×世帯数	地域美化活動の協力、各種募金・会費等の取りまとめ各種名簿等の提出	
	防災活動事業	(基準単価) 30 円×世帯数	防災訓練などの防災活動	8 月
	災害時等救助活動事業	その都度協議	災害時等における救助活動時の自治会への補助	その都度

備考 世帯数を積算の根拠とする交付金の基準日は、毎年7月1日とする。